

## 公益財団法人前田工織財団 選考委員会規程

### (設置)

第1条 公益財団法人前田工織財団(以下「この法人」という。)は、定款第4条第1号及び第2号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、代表理事の諮問に応じて、定款第4条第1号及び第2号に掲げる事業の対象となる者を選考する。

### (委員)

第3条 選考委員会は、3人以上5人以内の選考委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 委員の任期は1期2年とし、再任は妨げない。

3 委員は、学識経験者を2名以上含むものとし、理事会で選出し、代表理事が委嘱する。

4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、委員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、委員には定款第30条の規定を準用する。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は必要に応じて委員会を招集し、会議の議長は委員長が当たる。

4 委員長が欠け、又は事故があるときは、委員の互選によりあらかじめ指名された委員が、その職務を行い、又は代理する。

### (定足数)

第5条 委員会は委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

### (決議及び書面表決等)

第6条 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の場合における前条及び第1項の規定の適用については、その委員は出席しかつ決議したものとみなす。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の秘密保持)

第8条 委員は、審議の経過及び結果について知り得た個人情報等の機密事項は秘密を守らなければならない。

(議事録)

第9条 委員会の議事についてはその経過の要領、及び結果を記載した議事録を作成する。  
2 議事録は委員長が記名押印し、代表理事に提出する。

(報酬等の支給)

第10条 この法人は、委員の職務遂行の対価として報酬を支払うことができる。  
2 委員には、委員会出席等、必要の都度、1日につき20,000円(源泉徴収税額控除後の額)を支払うことができる。

(費用)

第11条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。  
2 この法人は、委員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 委員の報酬等は、選考委員会等出席の都度、通貨を持って本人に支給する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の施行についての細則は、必要に応じて、委員会の決議を経て、理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、2015年6月18日から施行し、2015年4月1日から適用する。